

男女の賃金の差異 ※男性の賃金に対する女性の賃金の割合

対象期間：令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

雇用管理区分	全労働者	常勤職員	非常勤職員
賃金の差異	54.1%	58.1%	61.2%

- ・ 育児部分休業、短時間勤務取得者含む
- ・ 年度途中の育児休業開始及び復帰者含む
- ・ 年度途中の採用、退職、休職者含む